

令和5年7月16日

宮崎県議会議長殿
宮崎県議会議員各位

日向市浜町3丁目29番地
陳情者 黒木紹光

陳情書（宮崎県の「地獄絵」について）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

突然このような不躰な文書を送付せざるを得ないことについて、冒頭、深くお詫び申し上げます。しかしながら、本件は、宮崎県の重大事であり、宮崎県政の運命を左右する案件であることから、解決と県政の正常化を願って戦ってきた私にとって、陳情する以外に選択肢はありませんでした。

表題に「地獄絵」という忌まわしい文言を使用しましたが、それ以上の適切な表現が見当たらないほど、残念で恐ろしい現実をお伝えしなければなりません。また、この現実を最もお伝えしなければならぬ対象は、間違いなく、県議会議員の皆様です。なぜなら、宮崎県民にとって県議会が、唯一行政に対するチェック機能及び調査権を有しているからです。

私は、チェック機能及び調査権を有していない一県民に過ぎませんが、過去4年以上に渡って、調査及び渉外活動に、膨大な時間、労力、費用をすべて自己負担してきました。具体的には、このような文書を百数十本作成し、電話と面談で交渉を数百回実施し、県内各地及び東京へ数十回通い、費やした時間は、ゆうに2000時間を越えます。

最終的に、私は、県政の正常化を目指して、令和4年12月20日令和4年（ワ）第440号損害賠償請求事件、令和5年2月21日令和5年（行ウ）第1号不作為違法確認請求事件というふたつの裁判で、決着を図っています。

本文書は、令和4年（ワ）第440号損害賠償請求事件において判明した衝撃的な事実についてまずご報告いたします。繰り返しますが、私は、本件解決と県政の正常化を願って4年以上に渡り、100%ボランティアで活動してきました。その活動は、1円も私個人の利益にはなりません。それどころか、経済的負

担も決して小さいものではなく、私生活はほぼ半分犠牲となっています。

しかし、私には、本件行政腐敗を見て見ぬ振りができません。そうするには、余りに県民の犠牲が大きく、余りに悪質であり、一人の責任ある大人として次世代に対して余りに無責任だからです。

また、本件は、腐敗不正の程度が大きく悪質であることから、現在、複数の弁護士及び国会議員の力を借り、これを次期国会で追及することにしております。国会で追及されることにより、宮崎の恥を全国に晒しますが、私は、宮崎の上辺の名誉より、事件を解決し、この腐敗から県民を救う道を選びました。

最早、これ以上腐敗を放置する訳にはいきません。県議会議員の皆様におきましては、腐敗し切った宮崎県政の最後の砦として、県民が納得する対応（第7に記載）をして頂けるよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

尚、第2以降の文章は裁判用に作成したものがベースとなっており、一部推定に基づく内容が含まれていることをご了承ください。それらの未確認事項については、結果が判明次第、必要な訂正を実施させていただきます。

敬白

第1 経緯

- ・令和3年9月4日：私、「陳情書」提出 *賛同署名者9名の署名簿（資料①）添付
- ・令和3年9月14～18日：西村ら（西村賢一及び西村賢）署名撤回活動（撤回者7名） → 「確認書（資料②）」議会提出 → 議会受理
- ・令和3年9月23日：私、「陳情書2」提出
- ・令和4年9月頃：西村ら、私を刑事告発（私文書偽造行使罪）
- ・令和4年9月17日：私、河野知事宛「宮崎県政の再生について（資料③）」送付
- ・令和4年9月21～22日：県警刑事3名、私を私文書偽造行使疑いで署名者事情聴取（冤罪工作）
- ・令和4年9月23日以降：署名者数名より私に情報提供
- ・令和4年9月25日～10月11日：私、県警本部長へ文書提出4回（冤罪工作をしないように求める内容）

- ・令和4年12月7日：県警、私を私文書偽造行使疑いで事情聴取の呼び出し
- ・令和4年12月8日：私、コーソク不正軽油事件告発状を県警に提出
- ・令和4年12月14日：私、宮崎県に住民監査請求
- ・令和4年12月20日：私、令和4年（ワ）第440号損害賠償請求事件提訴
- ・令和5年1月8日：私、西村らを強要罪で告発状を県警に提出
- ・令和5年1月20日：県警横山刑事、私に強要罪告発状受理連絡
- ・令和5年1月26日：県警甲斐刑事、私にコーソク不正軽油事件告発状受理連絡
- ・令和5年2月10日：県警横山刑事と甲斐刑事、私に書類送検連絡
- ・令和5年2月10日：「県監査報告書（資料⑤）」
- ・令和5年2月13日：私、県警横山刑事と甲斐刑事に電話確認（「反訳書1～2（資料④）」）
- ・令和5年2月21日：私、令和5年（行ウ）第1号不作為違法確認請求事件提訴
- ・令和5年7月10日：私、宮崎県議会事務局より「確認書（資料②）」受理

第2 「確認書（資料②）」私文書偽造及び行使

1 「署名を撤回する旨の署名用紙（確認書）」

被告西村らは、令和3年9月、署名者8名を訪ね、内7名から「署名を撤回する旨の署名用紙（確認書）」に署名させて回収し、宮崎県議会に提出している。原告は、宮崎県議会に開示請求し、7月10日「確認書」を受理した。これらが、被告西村らが「署名の撤回」を求めた動かぬ証拠である。

したがって、言うまでもなく、反訳書3（資料④）の通り、被告西村らの「署名の撤回」を求めたり、署名を撤回しないと「警察沙汰」になるなどと、脅した事実は、一切ない。」という主張は真っ赤なウソである。

2 「署名簿（資料①）」の内訳と「確認書」の特定

（1）「署名簿」は、表題・要旨・理由が記載された1ページ目に4名の署名、表題・要旨・理由がない1ページ目に5名（辞退した〇〇〇〇を除く）の署名で

構成される。

1 ページ目の4名の内署名撤回をしたのは3名いるが、「確認書1～3」の日付は9月16日と9月18日が2枚ある。〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名は9月18日と聞いているので、9月16日が〇〇〇〇、筆跡から2が〇〇〇〇、3が〇〇〇〇となる。

2 ページ目の6名の内署名撤回をしたのは4名いるが、「確認書4～7」の日付は9月14日、15日、16日、18日である。〇〇〇〇は9月18日と聞いており、他の3人は筆跡から4が〇〇〇〇、5が〇〇〇〇、6が〇〇〇〇、7が〇〇〇〇となる。

(2)「確認書」に署名させて回収した作業は、被告西村賢が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の3名、被告西村賢一が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇(直接は西村賢一の指示を受けたコーソク従業員)の4名となっている。

3 署名文書と「確認書」は別物

原告は、「確認書」を受理した7月10日〇〇〇〇、7月12日〇〇〇〇、7月13日〇〇〇〇の計3名に「確認書」を見せたところ、〇〇〇〇、〇〇〇〇2名から、署名した文書とは違うという回答が得られた。具体的には、署名者が撤回の署名をした文書は、比較的大きな文字で、「署名を撤回します」旨の短い文章が記載されたものだったとのことである。また、〇〇〇〇からは、「確認書」の内容については、何ら具体的な説明はなく承知していない、ただ署名を求められて署名したとの回答が得られた。

そうすると、〇〇〇〇、〇〇〇〇2名について「確認書」は、署名した文書とは別物である。つまり、「確認書」は、物理的に偽造したものになる。恐らく、先に署名させた文書の署名部分を写して画像として保存し、それを「確認書」の住所氏名欄に大きさを調整して貼り付けて印刷したのだろう。

〇〇〇〇の場合は、物理的な「偽造」ではないが、法的な「偽造(権限なく他人名義の文書を作成)」による不真正文書である。

4 「確認書」の内容と目的

(1) 前項の通り、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇計3名は、「確認書」の内容

を承知せずに（何が書かれているか知らずに）署名させられた。つまり、実行犯である被告西村らは、私文書偽造行使罪に該当する。その「確認書」内容には、2パターンあり、署名簿（資料①）の1ページ目の署名者に対するパターン1、2ページ目の署名者に対するパターン2である。

（2）「確認書パターン1」から、特徴的な文を抜粋する。

「黒木紹光氏が私の署名を悪用偽造して、私を宮崎県議会への陳情書の署名者に仕立てあげたこと」「私は、県議会に対して、コーソクの不正軽油について県知事を糾弾する上記の陳情書に署名した事実は、絶対にありません。」「黒木紹光氏が県議会宛に提出した陳情書の本文（1枚目～10枚目）については、私は、黒木紹光氏から見せられたことは全くありません」「黒木紹光氏は、私の署名がなされたような名簿（11枚目）を、私に無断で、黒木紹光氏の独自の県議会宛の陳情書の本文（1枚目～10枚目）に添付して、私を黒木紹光氏の賛同者に仕立て上げて、私の署名を偽造しました。」

「確認書パターン2」から、特徴的な文を抜粋する。

「私は、黒木紹光氏に頼まれて、上記の陳情書に利用されるとは全く知らずに、名簿に署名したにすぎないこと」「また、私は、黒木紹光氏が主張するところの、コーソクによる不正軽油の有無については、まったく知りませんし、宮崎県知事に対して対応を求めるようなことは、考えたことすらありませんでした。」

「以上から、上記県議会宛の陳情書の12枚目に相当する名簿について、私は、宮崎県議会宛の陳情や請願を求める趣旨で署名をした事実は、絶対にありません。」「黒木紹光氏が私の署名を悪用偽造して、私を宮崎県議会への陳情書の署名者に仕立てあげたこと」「私の署名は12枚目の署名者の1人にいつのまにか含まれております。」「県議会に対して、コーソクの不正軽油について県知事を糾弾するような趣旨の陳情や請願に署名した事実は、絶対にありません。」

「黒木紹光氏は、私が過去の全く別な機会にした署名を、私に無断で、黒木紹光氏の独自の県議会宛の陳情書に添付して、私を黒木紹光氏の賛同者に仕立て上げて、私の署名の趣旨を偽造しました。」

（3）いやはや、凄まじいとはこのことである。私（原告）が署名簿の私文書偽造をしたという罪をでっち上げるために、自ら私文書偽造をして「確認書パターン1と2」を作成したわけである。また、その内容は、徹頭徹尾、1から10ま

でウソだらけ、ウソで埋め尽くされている。そして、しつこく、何度も何度も私（原告）に騙されたことが書かれている。

（４）このように、「確認書」の内容は、単に署名を撤回する旨の意思表示ではなく、原告に騙されたことが趣旨となっている。なぜ、敢えて原告に騙されたという大胆不敵な作り話を使用したのか？それは、これを、原告の罪（私文書偽造行使罪）をでっち上げる証拠として使用するためである。

（５）因みに、原告は、令和５年７月１３日、宮崎県議会における「確認書」の扱いについて、宮崎県議会事務局総務課田中成尚氏に電話で確認したところ、「宮崎県議会はこれを有効な文書として受理し、「陳情書」についての７名の署名は撤回された。」との回答を得た。

そうすると、「確認書」について被告西村らの私文書偽造行使罪が成立するだけではなく、作成者（署名者）について、虚偽公文書作成罪が成立する。

５ 「確認書」の作者

しかし、それにしても「確認書」の文章（文言）自体も凄まじい。果たしてこの文章（文言）を作成したのは誰だろうか？被告西村らではないだれかが作成したのではないか？なぜなら、文面に、私（原告）の罪をでっち上げようとする意思がしつこく表れ、比較的表現力豊かで文章作成に慣れていることが窺われるからである。

そう考えた時、私（原告）は直感的にひとつの可能性に気づいた。県警の刑事が作成した可能性である。この文章（文言）の特徴は、刑事が作成する調書と共通する。刑事が作成する調書には、犯行の態様がしつこく繰り返し書かれる。まさに、「確認書」の文章（文言）の特徴である。

と言うより、被告西村らの能力と経験では、この文章（文言）は作れない。いや、さらに、被告西村らに「確認書」を物理的に偽造するというアイデアが湧くだろうか？このアイデアは、物理的な偽造方法を知らなければそもそも思いつかない。被告西村らが偽造方法を知っていたとは考えにくい。しかし、刑事なら偽造方法を知っているし、この文章（文言）も書ける。

６ 被告西村らによる刑事告発及び県警による捜査実態と河野知事による指示

の可能性

(1) これでは被告西村らが、偽造した「確認書」を基に私（原告）による署名簿の私文書偽造罪で県警に刑事告発したことがわかった。

要するに、被告西村らと県警は、共謀して原告を私文書偽造行使罪に貶めようと図り、そのシナリオで、令和4年9月21～22日署名者に対する事情聴取、調書の作成をして令和4年12月7日、原告に対して、事情聴取を求める電話をかけたことになる。

だから、令和4年9月21もしくは22日、被告宮崎県警前田倫昌刑事が、署名者〇〇〇〇氏を事情聴取に訪れ、〇〇〇〇氏に対し、原告が、署名者に署名の目的を告げずに署名をさせ、その署名用紙を持ち帰って上から宮崎県議会宛署名簿である旨の印刷を施し、虚偽文書を作成した可能性があると言ったのだ。

つまり、前田倫昌刑事は、被告西村らが提出したもしくは自ら偽造した「確認書」に基づいて捜査をし、〇〇〇〇氏に対し、一般人にとって突拍子もない荒唐無稽な説、すなわち自ら実施した偽造方法による私文書偽造の可能性を披露した訳である。

被告西村らが「確認書」の署名を取り付け偽造したのは令和3年9月だが、原告にはすぐ署名者数名から情報提供があったので、原告は、被告西村らによる署名撤回を強要した行為について、令和3年9月23日県議会と県警と自民党宮崎支部に文書を送った。したがって、この時は、被告西村らと県警による冤罪（恐らくこの時は偽計業務妨害だと考える）工作は中止された。

(2) ところが、令和4年9月、宮崎県知事選挙が近づいてきた。コーソク不正軽油事件は、県による脱税もみ消し事件でもあり、河野知事が抱える爆弾である。この犯罪（コーソク不正軽油及び河野知事背任罪）をもみ消すために有効な手段は何か、それは私（原告）を葬ることである。

実は、原告は、令和4年9月17日、河野知事宛に「宮崎県政の再生について（資料③）」という文書を送った。すると県警は、9月21と22日、3名の刑事（県警本部前田倫昌、瀧本直彦、日向警察署小嶋慎滋）が一斉に動いて8名の署名者の事情聴取を実施し、翌日には調書も作成した。原告が、河野知事宛に「宮崎県政の再生について」を送った直後のタイミングに県警の3名の刑事が事情聴取に動いたのは、極めて関係性が疑われる。つまり、本件背任罪疑惑が暴

露されて知事選挙に負けることを恐れた河野知事が、私（原告）を葬る目的で捜査を指示したのではないかと考えられる。

しかし、またもや原告にすぐ署名者数名から情報提供があったので、原告は、被告宮崎県警察本部本部長山本将之に対して、冤罪工作を止めるように4回に渡って文書を送った。しかし、それでも被告山本将之は、冤罪工作の完遂を図って12月7日、前田倫昌に命じて原告に呼び出し電話かけた。

原告は、被告山本将之が原告に冤罪工作を見破られても捜査を続けようとしたことに驚き、言いようのない気持ち悪さと恐怖を感じたが、なぜ捜査をやめようとしなかったのかわかった。知事命令だったからだ。公務員の世界では、どんな不正命令も部下は逆らえない。だから、財務省の職員だった赤木俊夫さんは良心が咎めて自ら命を絶ったのだ。

この冤罪工作の真犯人は河野知事だ。

(3) 県警が私（原告）に呼び出し電話かけるということは、逮捕状が取れる状態だが、でっち上げの罪状は私文書偽造及び行使で、何とその裏付けは、被告西村らと共謀して県警自らが作成した偽造文書「確認書」とコーソク側に寝返った署名者3名（〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇）の虚偽証言という訳である。因みに、〇〇〇〇は、原告知人〇〇〇〇に「(西村賢から) コーソクに有利な証言をしてください。」と頼まれたと話している。(反訳書4)

第3 「確認書」についての整理

1 内容は虚偽

「確認書」の内容は100%虚偽である。また、この虚偽に基づき、私を私文書偽造行使罪に貶めようと図ったと考えられる。

2 作者

文章の特徴から、作成したのは県警の刑事だと推察される。

3 内容の承諾を得ることなく署名させたこと

7名中確認済の3名に関しては、内容について承知していない。他の4名に関しては、未確認だが、内容が虚偽であることから、承知していないと考えら

れる。(仮に承知しているとしたら、署名者自身の偽証となる。)

4 私文書偽造行使罪

内容の承諾を得ることなく署名させた上で県議会に提出していることから、私文書偽造行使罪に該当する。作成したのが県警の刑事の場合、共犯となる。

5 議会の責任（議長への求釈明）

議会は、私文書偽造行使罪による文書を受理して、署名撤回処理している。しかも、私が、令和3年9月23日「「令和3年9月4日付陳情書」添付署名について、西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による撤回を申し入れさせる問題行為についての陳情」を提出して、しかるべき対応（署名撤回は無効であること）を要請したにもかかわらず、何ら考慮することなく受理している。

何より驚いたのは、「確認書」の内容は、一読すれば虚偽だとわかる出鱈目な内容であるが、私の要請も出鱈目な内容も意に介さず、受理していることだ。

一体、どういう神経、認識で受理したのか、理解に苦しむ。まさか「確認書」の内容が虚偽だとわからなかったという知能レベルだったとは思えない。それとも、腐敗と不正に慣れっこになっていて、身内の犯罪、不正には目を瞑ることにしているのか？そうだとしたら議会も絶望的に腐敗している。

県議会議長には、直接釈明を求める。

6 「確認書」返還請求

私は、7月13日、県議会議長に対し、〇〇〇〇、〇〇〇〇の代理人として「確認書」の返還を請求した。「確認書」の内容は虚偽であり、そのままでは冤罪の証拠として西村らと県警に悪用される恐れがある。なので、最終的に、7名すべての「確認書」を返還してもらわなければならない。言い換えると、県議会議長が返還を拒否するということは、署名者と私の人権を侵害し、冤罪成立に手を貸すことを意味する。

第4 冤罪工作

令和4年9月21～22日、県警は、私を私文書偽造行使疑いで署名者8名を訪れ事情聴取した。前田刑事は、署名者〇〇〇〇氏を訪ねた時に、私文書偽

造行使の可能性に言及している。(反訳書5)

私は、これは冤罪工作だとピンときた。前田刑事は、〇〇〇〇氏に「相手側から訴えが出ている。」と言った。また、裁判の中で、県警本部長山本将之は、西村らの告発を受けて捜査に着手した旨を証言している。

もちろん私は、署名者には全員「陳情書」を見せて説明したうえで署名をもらったので、疑いは極めて荒唐無稽な話だと考え、県警本部長山本将之に4回に渡って文書を送付し、冤罪工作を止めるように伝えた。

なので、12月7日に前田刑事から呼び出し電話があった時は、正直驚いて息が止まりそうになった。腐敗した権力は、どんな不正でもやる。そして、冤罪工作と見破られてもなぜそこまでやるのか理解に苦しんだが、今回謎が解けた。これは、知事選挙への影響を恐れた河野知事の指示だったのだ。

第5 県警によるコーソク犯罪のもみ消し

私は、令和4年12月8日コーソク不正軽油事件、令和5年1月8日西村らによる強要罪告発状を県警に提出した。この時相談した弁護士は、「(宮崎県警はコーソクと癒着しているから) どうせ何にもせんでしょう。相手にしない方が賢明だ。」と言った。

県警からは、令和5年1月20日と26日、告発状を受理して捜査に着手するという電話があったが、わずか2週間後の2月10日に相次いで「書類送検した。」という報告電話があった。

おかしいと思って確認すると、案の定何も捜査はしていなかった。2月13日に県警に電話して確認すると、やはり思った通りだった。(反訳書1~2)この時の電話会話は、YouTube黄門隊「コーソク事件最終章>宮崎県警絶望的腐敗現る=偽装捜査」で配信しているので確認して欲しい。

今や県警は、完全にコーソクの用心棒である。

第6 極限的腐敗(地獄絵)

私が本件事件を追及し始めて間もない2019年7月初旬、コーソク西村社長が、ある元コーソク従業員の家にやって来て、「県も県警も俺の思い通りになっとぞ!」と豪語しました。また、7月12日、県議会議員太田清海氏よ

り、太田氏が本件について県税事務所職員4名から面談で聞き取った内容の報告を受けましたが、県税事務所職員は、太田氏に対して「大した脱税額でもないんですよ。」と説明しました。

私は、このふたつのコメントを聞いた時、宮崎県の腐敗は極めて危険な状況にあると思いました。同時に、これを放置したら恐ろしい社会になると考えました。

2021年4月中旬、私は、事態の打開を図るために、国民民主党田口雄二県議会議員を訪ね、事件解決への取り組みを依頼しました。田口議員は、4月28日頃、立憲民主党太田清海県議会議員と共に、県税務課鎌田課長補佐と小城主幹と面談しました。鎌田課長補佐と小城主幹は、「コーソクの不正軽油については、問題ありません。議会でコーソクの不正軽油問題を追及すると、逆に名誉棄損でやられますよ。」と虚偽を述べて、かつ議員らを実質脅して議会での追及を逃れようとしていました。これを聞いた田口議員は、4月30日、電話で私に、「今後一切本件には関わらない。」と伝えました。

私の認識は、残念ながら正しかったと言わざるを得ません。コーソクは不正軽油を続け、県と県警は黙認し、犯罪をもみ消しました。県議会議員に頼んでもダメでした。それでも追及をやめない私を冤罪工作で貶めようと図り、河野知事は、冤罪捜査を指示しました。西村らと県警は、前述の通り、文書を偽造し、署名者に虚偽証言をさせて証拠をでっち上げ、私を逮捕寸前まで追い込みました。一方、私がコーソクと西村らを告発すると、県警は捜査を偽装し、犯罪をもみ消しました。

これまで、何人の県職員、刑事、県議会議員がウソをつき、事実を隠蔽したことでしょうか。これを地獄絵と言わずして、何と表現すべきでしょうか。知事から末端の職員まで、県警本部長から末端の刑事まで、ここまで行政が腐敗し無能化し、県議会議員が保身を図って無能化したら、宮崎県は、後は壊死するしか道は残されていません。

第7 百条委員会設置要請

以上の通り、わが宮崎県は極限まで腐敗しています。これを立て直すことができる機関はどこでしょうか？もちろん腐敗当事者である行政ではありません

ん。違法事件が守備範囲の司法でもありません。それは、民主主義を守る議会しかありません。

では、どのようにしたら民主主義を守り、健全な県政を守り、安心安全な県民生活を守ることができるでしょうか。今こそ百条委員会の出番です。そのために、地方自治法第100条があるのです。

どのような内容を調べ、どのような議決をするのか、議会で話し合ってください。私が、少なくとも必要であると考える議題は下記の通りです。

記

1. 県がコーソク不正軽油事実を知りながら放置してきたこと。
2. 西村ら（西村賢一及び西村賢）が、署名者7名に対し、署名撤回活動をし、内容の承諾なく「確認書」に署名を取り付け議会に提出したこと。
3. 議会が、「確認書」の内容が虚偽だと知りつつ受理したこと。
4. 「確認書」を作成したのは、県警の刑事であり、署名者の一部について物理的に偽造していること。
5. 西村ら（西村賢一及び西村賢）が、私を貶める目的で、「確認書」に基づき私文書偽造行使罪で刑事告発したこと。
6. 県警が、西村らと共謀して、私を貶める目的で、冤罪工作を凶ったこと。
7. 河野知事が、私を貶める目的で、県警に捜査を指示したこと。
8. 監査委員会が、私に虚偽報告書（資料⑤）を提出したこと。
9. 県警が、令和5年2月10日、捜査を偽装して書類送検し、コーソク及び西村らの犯罪をもみ消したこと。
10. 西村賢県議会議員は、一刻も早く辞職すべきこと。

県議会議員の皆様、どうか県民を腐敗行政の道連れにしないでください。子供達、孫たちに腐敗した宮崎を残さないでください。行政が極限まで腐敗した今、宮崎県民を救うことができるのは、あなた方しかいません。宮崎県民は、あなた方を見えています。

以上